

# 石川県ソフトテニス連盟規約

## 第一章 総 則

### (名 称)

第1条 本連盟は、石川県ソフトテニス連盟と称する。

### (構成団体)

第2条 本連盟は、公益財団法人日本ソフトテニス連盟及び公益財団法人石川県スポーツ協会の加盟団体となる。

### (事務所)

第3条 本連盟は、事務所を会長が定めるところに置く。

## 第二章 目的および事業

### (目 的)

第4条 本連盟は、石川県におけるソフトテニス界を統括し、代表する団体としてソフトテニスの普及振興と県民の体力の向上とスポーツ精神の涵養を図ることを目的とする。

### (事 業)

第5条 本連盟は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 石川県ソフトテニス競技会の実施
2. その他の競技会の開催及び支援
3. ソフトテニスの普及振興とその指導
4. その他本連盟の目的達成のために必要な事業

## 第三章 加盟団体

### (加盟団体)

第6条 本連盟の加盟団体は、石川県内の本連盟の趣旨に賛同するソフトテニス団体で次のとおりとし、本連盟はこの加盟団体で構成する。

1. 市町を統括するソフトテニス競技団体
2. 石川県高等学校体育連盟ソフトテニス専門部
3. 石川県中学校体育連盟ソフトテニス専門部
4. 石川県小学生ソフトテニス連盟
5. 石川県レディースソフトテニス連盟

## 第四章 会 員

### (登 錄)

第7条 本連盟の加盟団体は、毎年6月末までに所属団体とその会員を本連盟に登録しなければならない。

### (会 員)

第8条 第7条により登録された会員は、日本ソフトテニス連盟、本連盟及び本連盟に加盟する団体の事業に参加することができる。

## 第五章 役 員

### (役 員)

第9条 本連盟には次の役員を置く。

会 長	1名	副会長	8名以内
理事長	1名	副理事長	6名以内
理事	30名以内	監 事	3名以内

### (役員の職務)

第10条 役員の職務は次のとおりとする。

1. 会長は本連盟を代表し職務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。

3. 理事長は理事を代表し、会長の命を受け職務を執行する。
4. 副理事長は理事長を補佐し、理事長事故あるときは、その職務を代行する。
5. 理事は理事会を構成し連盟の運営にあたる。
6. 理事は連盟規約および総会の決議を尊重し、職務を執行する。
7. 監事は連盟財務を監査し、その結果を総会に報告する。
8. 監事はこの連盟の他の役員を兼ねることはできない。

(役員の選任)

第 11 条 会長、副会長は理事会の推薦に基づき総会において代議員が選任する。

- 2 理事及び監事は、理事会の推薦に基づき総会において代議員が選任し、会長が委嘱する。
- 3 理事長及び副理事長は、理事の互選により会長が委嘱する。
- 4 理事は次により選出する。

(1)輪島市、珠洲市、能都町、穴水町	···	···	···	···	···	2名以内
(2)七尾市、羽咋市、中能登町、志賀町、宝達志水町	···	···	···	···	3名以内	
(3)金沢市	···	···	···	···	3名以内	
(4)白山市、かほく市、野々市市、内灘町、津幡町	···	···	···	3名以内		
(5)小松市、能美市、加賀市	···	···	···	4名以内		
(6)高体連、中体連、小学生連盟、レディース連盟	···	···	各	2名以内		
(7)会長推薦理事	···	···	···	14名以内		

(役員の任期)

第 12 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問、常任参与、参与)

第 13 条 本連盟には必要に応じ顧問、常任参与、参与を置くことができる。

- 2 顧問、常任参与、参与は理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 顧問、常任参与、参与は会長の諮問に応じて、総会、理事会に出席して意見を述べることができる。

## 第六章 会 議

(総 会)

第 14 条 総会は毎年 1 回以上会長が代議員を招集し、次の事項を決議する。

- (1) 役員の選任
  - (2) 連盟規約の改廃
  - (3) 事業計画及び予算に関する事項
  - (4) 事業報告及び決算に関する事項
  - (5) その他重要な事項
- 
- 2 理事及び代議員の 3 分の 2 以上の要請があったときは、その都度速やかに開催する。
  - 3 総会は、代議員の 3 分の 2 以上(委任状を含む)の出席をもって成立する。
  - 4 総会の決議は、出席代議員の過半数をもって定める。可否同数の場合は議長がこれを決する。

(代議員)

第 15 条 本連盟に代議員を置く。

- 2 代議員は、第 6 条の規定に基づく加盟団体から 1 名とし、加盟団体の代表者とする。ただし、金沢市ソフトテニス協会、高体連、中体連は各 2 名とする。
- 3 代議員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 代議員に欠員が生じたときは、その推薦団体から選出するものとし、任期は前任者の残任期間とする。

(理事会)

- 第 16 条 理事会は、必要に応じ、会長が理事を招集し連盟業務の必要な事項について審議し、執行する。
- 2 理事会は、理事及び会長、副会長をもって構成する。
  - 3 理事会は理事の過半数の出席をもって成立する。
  - 4 理事会の決議は、出席者の過半数をもって定める。可否同数の場合は議長がこれを定める。

(専門委員会)

- 第 17 条 本連盟の職務を円滑に執行するため次の専門委員会と部会を置き、委員長は理事会において選任し総会で代議員の承認を得て会長が委嘱する。なお、その任務は別に定める。
- (1) 総務委員会
  - (2) 競技委員会
  - (3) 強化委員会
  - (4) 審判委員会
  - (5) 競技者育成・普及委員会
  - (6) 広報委員会
  - (7) 生涯スポーツ委員会（シニア部会、レディース部会）

## 第七章 会 計

(収 入)

- 第 18 条 本連盟の経費は、登録料、会費、参加料、補助金、寄付金、その他の収入をもってこれに充てるものとする。

(登録料、会費、参加料)

- 第 19 条 県連会員登録料、役員会費、及び大会参加料は理事会で審議し総会で代議員によって定める。
- 2 本連盟へ登録する団体は、別に定める登録方法により登録料を納める。

(会計監査)

- 第 20 条 理事長は毎年度執行状況について監事の監査を受けるものとする。

(会計年度)

- 第 21 条 本連盟の年度会計は 1 月 1 月に始まり、同年 12 月 31 日に終わる。

## 付 則

この規約は昭和 46 年 2 月 28 日から施行する。

昭和 53 年 12 月 23 日	一部改正
昭和 62 年 2 月 22 日	一部改正
平成 4 年 3 月 8 日	一部改正
平成 5 年 2 月 28 日	一部改正
平成 11 年 4 月 1 日	一部改正
平成 13 年 4 月 1 日	一部改正
平成 17 年 4 月 1 日	一部改正
平成 19 年 4 月 1 日	一部改正
平成 21 年 4 月 1 日	一部改正
平成 27 年 4 月 1 日	一部改正
令和 3 年 4 月 1 日	一部改正
令和 5 年 3 月 4 日	一部改正